7　連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人（令和２年改正法附則第５条第４項若しくは第５項において準用する法第53条第３項若しくは令和２年改正法附則第５条第６項において準用する法第53条第26項又は令和２年旧法第53条第５項、第９項若しくは第15項の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）が第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の３の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

8　道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の２の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

9～13　［略］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　略］

第10号の３様式記載要領

1　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33若しくは第72条の48の２第４項又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第53条の２若しくは第72条の33の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～９　略］

10　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年所得税法等改正法」という。）第３条の規定（令和２年所得税法等改正法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において当該請求を行う法人が連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11　「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。

6　連結法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び連結法人であった法人が第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの欄は記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

7　道府県内に恒久的施設を有する外国法人が第６号様式又は第６号様式（その２）の申告書に添付する場合には、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄から「退職年金等積立金に係る法人税額④」の欄までは記載しないこととし、「差引計⑤」の欄に第６号様式別表１の２の「課税標準となる法人税額④」の欄の金額を記載すること。

8～12　［同左］

第十号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第六条の五関係）

［様式　同上］

第10号の３様式記載要領

1　この請求書は、法人の道府県民税又は事業税若しくは特別法人事業税について、法第20条の９の３第１項若しくは第２項、第53条の２、第72条の33又は第72条の48の２第４項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

［２～９　同左］

10　「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係（同条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結親法人（同条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。

11　「国の税務官署の更正・決定の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる事業年度において当該請求を行う法人が連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（連結子法人に限る。）である場合にあっては、当該事業年度終了の日の属する連結事業年度において当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人が国の税務官署から受けた更正又は決定の通知日を記載すること。